

要 旨

つくば市では平成 30 年 4 月に「つくば市公文書等管理指針」（以下、「指針」という）が策定され、市政運営の適正化及び効率化そして市民への説明責任を果たすために、公文書管理法の趣旨を踏まえ、つくば市の公文書管理に関する基本的な考え方が示されている。その中でも今後取り組むべき課題として、特定歴史公文書等について市民が主体的に利用できる体制を整備することや、公文書管理に関する条例の制定を検討することなどが定められている。つくば市では現在歴史公文書の利用開始に向けた準備を進めているが、条例等についても検討を進めていく必要がある。それにあたり、現在のつくば市の公文書の管理にかかる状況を踏まえたうえで、法律や他自治体等の事例等を参考にしながら、つくば市では条例を制定すべきか否か、制定するとしてどのような条例を制定するか、について検討を行う。

つくば市では平成 31 年に歴史公文書評価選別基準を制定し、現在歴史公文書の提供開始に向けて準備をしている状態である。一方で、つくば市の公文書に関する規定は未だ条例化されておらず、他自治体等の調査を行いながら、検討を進めている状態である。

第一章ではつくば市の指針と法律の規定とを比較し、つくば市の指針についての整理を行う。

第二章では、公文書管理条例の制定を検討するにあたっての主要な論点を整理し、つくば市ではどのように検討を進めるべきか明らかにする。

そして第三章以降では他自治体での条例制定に関する検討や報告を基に、つくば市での条例制定の意義について検討する。